

資料編

1 清川村健康増進計画・食育推進計画策定委員会

清川村健康増進計画・食育推進計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項及び食育基本法(平成17年法律第63号)第18条の規定に基づき定める清川村健康増進計画・食育推進計画(以下「計画」という。)を推進するため、清川村健康増進計画・食育推進計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、村長の諮問に応じて次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の推進及び変更に関すること
- (2) 計画に関連する施策の実施に関すること。
- (3) 計画に関する施策の取組状況の評価に関すること。
- (4) その他健康づくりに関する施策に係る必要事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 医療機関の医師
- (2) 自治会組織の推薦者
- (3) 保健福祉に関する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募により選考された者

2 委員は、村長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となって議事を整理する。ただし、委員の委嘱後の最初の協議会は村長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(議事録)

第6条 協議会は、議事録を作成する。

(報償の支給)

第7条 委員が協議会の会議に出席するときは、予算に定める範囲内で報償を支給することができる。ただし、委員が国又は地方公共団体の職員であるときは、報償を支給しないものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、子育て健康福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

清川村健康増進計画・食育推進計画推進協議会委員名簿

委嘱期間：令和6年5月1日～令和8年4月30日

区分	委員種別	所 属	氏 名
第1号委員	医療機関	神奈川県立煤ヶ谷診療所	平山 江梨
第2号委員	自治会	自治会長連絡協議会	山田 和美
第3号委員	保健福祉に関する活動を行う者	食生活改善推進団体 もみじ会	下村 恭代
		清川村緑ことぶき連合会	山本 修三
		清川村煤ヶ谷婦人会	高橋 真知子
		だっこらっこクラブ	山田 美香
		青少年指導員連絡協議会	後藤 朋子
		民生委員児童委員協議会	岡本 やよい
第4号委員	学識経験者	小中学校校長会 宮ヶ瀬中学校長	手塚 明浩
		厚木保健福祉事務所 保健福祉課 課長	横溝 由佳
第5号委員	公募	公募委員	細野 正
		公募委員	二瓶 純子

2 清川村健康増進計画・食育推進計画策定部会

清川村健康増進計画・食育推進計画第3期計画策定部会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、清川村健康増進計画・食育推進計画を改定するために、清川村健康増進計画・食育推進計画策定部会(以下「策定部会」という。)を設置し、それぞれの分野の専門職・関係機関・関係団体が清川村健康状況調査結果や統計資料等を基に村の健康状況を分析・評価し、対策を検討し、計画の原案を策定することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 策定部会は、村が目指す健康づくりの推進の実現に向け、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1)清川村健康状況調査結果内容等村民の健康に関する分析・評価をすること。
- (2)村の健康・食育対策について検討すること。
- (3)清川村健康増進計画・食育推進計画の原案を策定すること。

(報告)

第3条 検討した結果を、清川村健康増進計画・食育推進計画推進協議会に対して報告する。

(組織)

第4条 策定部会は、次に掲げる2部会をもって組織する。

- (1)こども(乳幼児期・学童期・思春期)・食育部会
 - (2)おとな(青年期・壮年期・高齢期)部会
- 2 前項各号に定める策定部会の会員は、次に掲げる者により構成する。
- (1)各部会に関係する団体から推薦されたもの
 - (2)関係行政機関の職員
 - (3)公募委員
 - (4)その他村長が認めた者

(学識経験者)

第5条 策定部会には、進行役として学識経験者を参加させることができるものとし、その役務の提供に対し報償金を支払うことができる。

(事務局)

第6条 策定部会の事務処理を行うため、事務局を子育て健康福祉課に置く。

附 則

この要領は、令和6年7月12日から施行する。

清川村健康増進計画・食育推進計画第3期計画策定部会

構成	所属	氏名
学識経験者	元東海大学 准教授（推進アドバイザー）	渡辺 良久
	神奈川工科大 教授（無償ボランティア）	入江 慎治
こども部会	厚木保健福祉事務所保健福祉課 栄養士	中島 都
	主任児童委員	山口 理恵
	青少年指導員連絡協議会	後藤 朋子
	村民（保護者）	岩澤 愛実
	村民（保護者）（だっこらっこクラブ）	山田 美香
おとな部会	社会福祉協議会	清水 恵佳
	行政栄養士	浦本 直子
	食生活改善推進団体 もみじ会	下村 恭代
	村民（青壮年期）	二瓶 純子
	村民（青壮年期）	川脇 りん子
事務局	子育て健康福祉課 課長	天利 聡子
	子育て健康福祉課（おとな部会）	井手尾 利江
	子育て健康福祉課（おとな部会）	細川 朝美
	子育て健康福祉課（こども部会）	山田 紀子
	子育て健康福祉課（こども部会）	相原 寛子
	子育て健康福祉課（おとな部会）	小澤 明美

3 健康増進法の概要

第一章 総則

(1) 目的

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

(2) 責務

- ① 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努める。
- ② 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集、整理、分析、提供、研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成、資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者（保健者、事業者、市町村、学校等）と関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努める。
- ③ 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業を積極的に推進するよう努める。

(3) 関係者の協力

国、都道府県、市町村、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

第二章 基本方針等

(1) 基本方針

厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。

- ① 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
- ② 国民の健康の増進の目標に関する事項
- ③ 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項
- ④ 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- ⑤ 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項
- ⑥ 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- ⑦ その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

(2) 都道府県健康増進計画等

都道府県健康増進計画及び、市町村健康増進計画（住民の健康の増進の推

進に関する施策についての計画)を定めるよう努める。

(3) 健康診査の実施等に関する指針

厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳の交付、その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針を定める。

第三章 国民健康・栄養調査等

(1) 国民健康・栄養調査の実施

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。

(2) 生活習慣病の発生の状況の把握

国及び地方公共団体は、国民の生活習慣とがん、循環器病、生活習慣病との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努める。

第四章 保健指導等

(1) 市町村による生活習慣相談等の実施

(2) 都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施

第五章 特定給食施設等

(1) 特定給食施設における栄養管理

第六章 受動喫煙を防止するための措置

(1) 国・地方公共団体の責務、関係者の協力

国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設及び旅客運送事業自動車等の管理権原者国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、協力するよう努める。

(2) 受動喫煙を防止するための措置

特定施設等における喫煙の禁止（喫煙を目的として設置された場所以外での喫煙が全面的に禁止）。喫煙専用室、喫煙目的室などが定義された。

第七章 特別用途表示、栄養表示基準等

販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用への特別の用途に適する旨の表示する者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

4 食育基本法の概要

第一章 総則

(1) 目的

国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割

(2) 責務

- ① 国は、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- ② 地方公共団体は、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ③ 教育関係者等は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。
- ④ 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。
- ⑤ 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(1) 食育推進基本計画

食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。

- ① 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- ② 食育の推進の目標に関する事項
- ③ 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- ④ その他必要な事項

(2) 都道府県食育推進計画等

都道府県は、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画を作成するように努める。

第三章 基本的施策

(1) 家庭における食育の推進

(2) 学校、保育所等における食育の推進

(3) 地域における食生活の改善のための取組の推進

(4) 食育推進運動の展開

(5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化

(6) 食文化の継承のための活動への支援等

(7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第四章 食育推進会議等

(1) 内閣府に、食育推進会議を置き、会長（内閣総理大臣）及び委員（食育担当大臣・関係大臣・有識者）25名以内で組織する。

(2) 都道府県食育推進会議

都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、都道府県食育推進会議を置くことができる。

(3) 市町村食育推進会議

市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、市町村食育推進会議を置くことができる。